



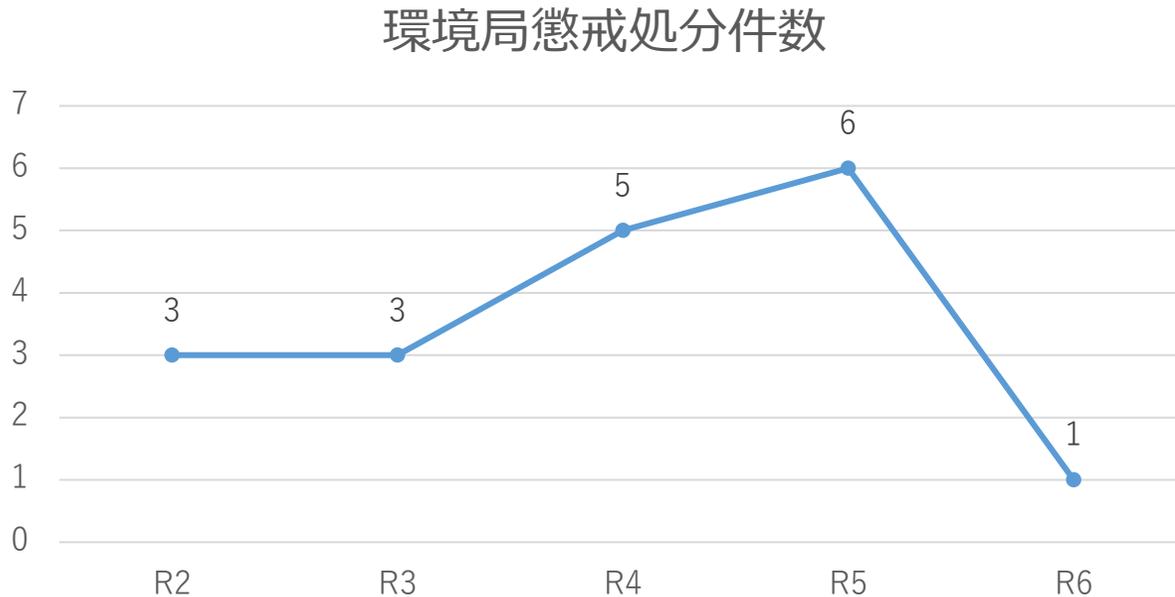
令和7年度

環境局の取組について

(1) 環境局の懲戒処分について

◆年度別懲戒処分件数の推移 (R2~R6)

- 近年増加傾向にあったが、令和6年度は前年比減となった。



期間	環境局	参考	*大阪市
			内 市長部局等
令和2年度	3件	68件	32件
令和3年度	※3件	※63件	34件
令和4年度	5件	59件	30件
令和5年度	6件	91件	47件
令和6年度	1件	72件	46件

※コロナ自粛要請下における職員の会食事案64件（環境局2件）を除く。

(1) 環境局の懲戒処分状況について

◆環境局の重点取組及び発生件数、処分件数の推移（R3～R6）

- 当局では、平成25年度より、懲戒処分件数にかかる独自の数値目標を掲げ、また、平成29年度より、市長部局等の重点取組とは別に、当局独自の重点取組を設定していた。
- 令和3年度からは、本来の目標である不祥事の根絶に向けて、重点取組を設定し、進めている。

目標設定期間	環境局			参考（市長部局の重点取組）
	発生件数 (R7.6.17時点)	処分件数	重点取組	
R 3年度	3件	3件	ハラスメントの防止 勤務時間中の喫煙の防止 マイカー通勤の防止	不適正事務事案の発生防止 ハラスメント事案の発生防止
R 4年度	5件	5件	ハラスメントの防止 勤務時間中の喫煙の防止 マイカー通勤の防止	飲酒時による非違行為の防止 ハラスメント事案の発生防止
R 5年度	3件	6件	飲酒時の非違行為の防止 ハラスメントの防止	飲酒時による非違行為の防止 ハラスメント事案の発生防止
R 6年度	1件	1件	飲酒時の非違行為の防止 ハラスメントの防止	飲酒時による非違行為の防止 ハラスメント事案の発生防止

※事案発生から処分決定までには期間を要する案件もあるため、当該年度の発生件数と処分件数は同数ではない。

(1) 環境局の懲戒処分の状況について

◆令和4年度の懲戒処分の状況

処分月	事案	処分量定	発生日時
R4.11	職歴詐称（給与不正受給未遂）	減給1月	R4.9.1～
R5.1	公的債権滞納	停職（1日）	R2.10.15～
R5.2	公務上交通事故	戒告	R3.3.24
R5.3	虚偽報告（公務上交通事故）	戒告	R4.7.15
R5.3	虚偽報告（公務上交通事故）	戒告	R4.7.15

◆令和5年度の懲戒処分の状況

処分月	事案	処分量定	発生日時
R5.5	公務上交通事故	戒告	R4.3.8
R5.5	職務命令違反	戒告	R3.4～R4.3
R5.7	大阪府迷惑防止条例違反（飲酒後の痴漢）	停職3月	R5.4.28
R5.8	公務上交通事故	戒告	R3.12.23
R5.10	職務命令違反・虚偽報告・管理監督責任	戒告	R5.7.26
R6.3	システムの映像データの削除及び供述の変遷	戒告	R4.11

※濃色は当該年度内に発生し、当該年度内に処分をおこなったもの
 ※太字は重点取組に係る非違行為

(1) 環境局の懲戒処分の状況について

◆令和6年度の懲戒処分の状況

処分月	事案	処分量定	発生日時
R6.9	通勤手当不正受給及び虚偽報告	減給3月	R5.8~R6.8

(参考) 令和7年度の懲戒処分 (5月末時点)

■ 事案の概要

令和6年7月17日午前0時13分頃、阿倍野区内の路上において、呼気1リットルにつき0.35mgのアルコールを身体に保有する状態で、乗用車内で居眠りをしていたため、酒気帯び運転の容疑で検挙され、令和7年4月16日、大阪府公安委員会より運転免許取消処分、令和7年5月1日、道路交通法違反により、罰金30万円の刑罰を受けた。



停職1年

(令和7年5月30日付け)

(2) 令和6年度 環境局の重点取組について（振り返り）

重点取組

①飲酒時の非違行為の防止

②ハラスメントの防止

①の取組内容について

- 当局独自の取組として行っているサービス研修やコンプライアンス研修の内容に反映させた。
- 夏季および年末の綱紀保持の通知を行う際に重点取組として周知し啓発を図った。

結果：令和6年4月に、懲戒処分には至らなかったものの、飲酒後の不祥事が1件発生した。

②の取組内容について

- 全職員を対象としたハラスメント防止研修をe-ラーニングにて実施した。
- 行政職員は係長級以上、技能職員は部門監理主任以上を対象として、外部講師による対面での研修を実施した。

結果：ハラスメントの認定に至った事案はなかったが、相談員への相談が2件（同一人物より2回）あった。

(3) 令和7年度における環境局の取組について（今後の対応1）

◆大阪市重点取組

①飲酒時の非違行為の防止

②ハラスメントの防止

①について

飲酒時の非違行為の防止については、令和5年度及び令和6年度と2年連続で飲酒に関わる不祥事案が発生しており、これ以上の不祥事を発生させないために以下のとおり取り組んでいく。

（取組内容）

- ・ 服務研修等の研修内容に反映し、啓発を図る（自転車の酒気帯び運転等についても盛り込む）。
- ・ 夏季、年末の綱紀保持の通知の際に飲酒時の非違行為防止について盛り込んだ内容を通知する。
- ・ 当日休暇の取得状況や本人の普段の言動等を踏まえて、管理監督者より職員へ個別に指導を行うことにより、不祥事案の発生を未然に防ぐ。

②について

ハラスメントの防止については、令和5年度に5件、令和6年度に2件の相談があったことを鑑み、引き続き重点的に取り組んでいく。

（取組内容）

- ・ 全職員を対象として、eラーニングでハラスメント防止研修を行う。
- ・ 現業管理主任を対象とした研修等においてハラスメント対策の内容を盛り込む。

①、②ともに市の重点取組を踏まえて局独自の取組を徹底していく。

(3) 令和7年度における環境局の取組について（今後の対応2）

◆不祥事の根絶に向けて

- 今年度においても不祥事の根絶に向け、部下職員のマネジメントに取り組んでいく。
- 職員一人ひとりが、勤務時間の内外を問わず、公務員としての自覚と責任を持って行動できるよう、繰り返し指導を行っていく。

(参考：当局における直近の不祥事案)

■事案の概要【令和7年7月3日報道発表】

当局職員が、令和7年6月8日（日曜日）に大阪市内の店舗において、食料品等を万引きしたとして、福島警察署から取り調べを受け、令和7年7月3日（木曜日）に窃盗の容疑により大阪区検察庁に送致された。

※なお、事案発生は日曜日（勤務時間外）であったにもかかわらず、所属に報告があったのは2日後であった。

【管理監督者が注意すべきこと】

- 万が一、不祥事が発生した場合は、迅速に状況把握を行い、緊急リスク連絡を行うこと。
- 特に、報道発表が必要である事案については、判明後30分以内に政策企画室へ連絡する必要があることから、迅速に情報の収集を行うこと。

【各職員が注意すべきこと】

- 不祥事を起こさないことは当然のことであるが、不祥事を起こした場合は勤務時間の内外を問わず速やかに上司へ報告すること。

令和7年度 不祥事根絶に向けた重点取組

環境局職員課

重点取組その1

飲酒時の非違行為の防止

お酒を飲むと気が緩みがちです。24時間365日公務員であるという自覚と責任感を持って、決してトラブルを起こすことなく、節度を持って楽しみましょう。



重点取組その2

ハラスメントの防止

お互いの人格を尊重し、お互いが職場のパートナーであるという意識を持ちましょう。また、ハラスメント事案を見聞きした場合は、見過ごさず声をかけるなど、快適な職場環境づくりを意識しましょう。



不祥事根絶のためには、職員の皆さん一人ひとりの心がけが必要です!